平成27年労第427号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日、会社A工務店に雇用され、同社の分社や組織変更を経て平成〇年〇月からB市所在の会社C支社(以下「事業場」という。)において、営業職として就労していた。

請求人によると、組織だったパワーハラスメント(以下「パワハラ」という。) を受け続けていた中、平成〇年〇月〇日に事業場内で起きた出来事の行為者とし て濡れ衣を着せられ、その後、体調を崩したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し「適応障害、自律神経失調症」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人の精神障害発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会(以下「専門部会」という。)は、平成○年○月○日付け意見書において、主治医意見等を踏まえ、ICD-10診断ガイドラインに照らし、「F43.2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)を発病していたと判断し、その時期は平成○年○月頃としている。

請求人の症状経過等に照らすと、当審査会としても、専門部会の意見は妥当であると判断する。

- (2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断については、厚生 労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平 成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。) を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考える ことから、以下、認定基準に基づき検討する。
- (3)請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。
- (4)請求人は、①事業場での組織的な濡れ衣事件、②濡れ衣事件後の公益通報に対する事業場の無責任な対応、③濡れ衣事件以前に続けられてきた暴言、村八分等の嫌がらせ及びいじめが原因で本件疾病が発病した旨主張する。
- (5) 上記(4)の①の事業場での組織的な濡れ衣事件とは、請求人が主張すると

ころ、平成〇年〇月〇日、個人情報が記載されたリフォームカルテを保管するロッカーの鍵が社内規定に違反して挿されたままの状態になっていることをEが見付け、これを請求人の責任にしたが、請求人が管理していたロッカーの鍵は、以前から仲が悪かったFによって請求人の机の引き出しから盗られたもので、EとFが結託して請求人に濡れ衣を着せたという出来事である。

この出来事に関し、当審査会として、平成〇年〇月〇日付け調査(ヒアリング)結果報告(以下「結果報告」という。)、E、F、Jらからの聴取書等一件記録を精査するも、EとFが結託して請求人に濡れ衣を着せたという請求人の主張を裏付ける客観的な記録、申述等は認められず、また、請求人も平成〇年〇月〇日作成の聴取書において自ら述べているように、濡れ衣を着せたとする主張の前提となる、Fないしは他の何者かが請求人の机の引き出しから当該ロッカーの鍵を盗ったと認めるに足る客観的な証拠も存在しない。

したがって、請求人が主張するところの濡れ衣事件を客観的な事実として認めることはできないことから、当審査会としても、決定書理由第2の2(2)イ(イ)②に説示のとおり、濡れ衣事件を発病前おおむね6か月間における業務による出来事として評価することはできないと判断する。

(6)上記(4)の②の濡れ衣事件後の公益通報に対する事業場の無責任な対応に関して、請求人は、濡れ衣事件により強い精神的打撃を受け、すぐに公益通報担当のG弁護士に通報し、犯人捜しのため請求人から早急に事情を聞いてほしいと依頼したにもかかわらず、事情聴取は一切なく、調査も放置された旨述べている。

この点について、平成〇年〇月〇日にG弁護士から公益通報受付票の送付を受けたHは、結果報告において、同月平〇日から同年〇月〇日までの調査期間に、E及びIからヒアリングを実施した上での調査結果のまとめとして「対象者(F)が通報者の引き出しから勝手に鍵を取り出したという通報事実を確認するに至らなかった。(中略)確たる証拠がない中で対象者が通報内容を認めるとは考えにくく、逆に通報内容を伝えることで人間関係の悪化等、通報者の不利益に繋がる可能性の方が高いことから、調査は打ち切りとしたい。」としている。

このように、請求人が行った公益通報については、通報内容に関しHにより 相応の調査がなされており、その結果についてとりたてて不当と評価すべき事 情は見当たらない。なお、通報を行った後、請求人に対して事情聴取がされなかったが、Hは、請求人の言い分は通報内容で承知しているため事情聴取しなかった旨述べ、請求人の事情聴取が必要な状況であったと認められず、また、請求人が自身の主張等を何らかの形で公益通報処理担当者に伝えることは十分に可能であったと考えられることから、請求人の主張を採用することはできない。

したがって、当審査会としても、請求人の主張する会社の無責任な対応を業務による出来事として評価することはできないと判断する。

(7)上記(4)の③の濡れ衣事件以前に続けられてきた嫌がらせ及びいじめに関し、請求人は縷々主張するところ、当審査会として、請求人が追加提出した事業場関係者の陳述を含め本件一件記録を精査するも、決定書理由第2の2(2)イ(イ)①に説示のとおり、請求人の本件疾病発病まで嫌がらせ及びいじめが繰り返され継続していたものと客観的に認めることはできない。

したがって、請求人が主張する嫌がらせ及びいじめは、少なくとも認定基準が示すところの評価期間の特例を適用すべきもの、すなわち発病の6か月よりも前に始まり発病まで継続していたものとしてそれが始まった時点からの心理的負荷を評価すべきものには該当しないと判断する。

(8) 上記(5) から(7) のとおり、請求人が本件疾病発病の原因として主張する出来事を、発病前おおむね6か月間における業務による出来事として評価することはできず、また、発病前おおむね6か月間における時間外労働についても決定書理由第2の2(2)イ(ウ)に説示のとおりであって、認定基準別表1の具体的出来事として評価することはできない。

したがって、請求人の本件疾病発病前おおむね6か月において、認定基準別表1の具体的出来事として評価すべき出来事は認められず、請求人の本件疾病を業務上の事由によるものと認めることはできない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給 しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。